



**Q** 労働安全衛生法が改正されたと職場の同僚から聞きました。改正の主なポイントを教えてください。

①個人事業者等の安全衛生対策推進のため、労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法に含めます。

**A** 多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、労働安全衛生法等が改正され、令和8年1月1日から段階的に施行されています。

## 改正労働安全衛生法について

生法による保護の対象および義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき措置が定められました。

②職場のメンタルヘルス対策を推進するため、常用労働者50人未満の事業場においても、ストレスチェックの実施等が義務付けられました。

③化学物質による健康障害防止対策等の推進  
化学物質の譲渡・提供時の危険性および有害性情報の通知義務違反に対し罰則等が設けられました。

④製造許可制度等の見直しや特定自主検査および

び技能講習の不正防止対策が強化されました。

⑤高齢者の労働災害を防止するため、必要な措置を講ずることが努力義務となりました。

⑥職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

①の一部と⑤、⑥は、4月1日から施行されています。詳細は、こちら。



鳥取労働局労働基準部健康安全課  
電話0857(29)1704